

経済産業省

20160401商局第1号

貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）を定める規程を次のとおり定める。

平成28年4月1日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）を定める規程

貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）を別紙のとおり定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行の日の前の事項に関する記録の保管については、なお従前の例による。
- 2 貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号）は廃止する。

経済産業省

20160401商局第1号
平成28年4月1日

貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（内規）

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官

経済産業省は、下記1. に掲げる対象事業者に対し、「貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について」（平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号）に基づき、貯水池及び調整池堆砂状況報告並びにダム漏水状況報告（電気関係報告規則の一部を改正する省令（平成16年経済産業省令第27号）により廃止されたものをいう。）を電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第50条に基づく保安規程の「事業用電気工作物の工事、維持又は運用に関する保安についての適正な記録に関する事」として、記録の保管を求めているところであるが、今後は、下記のとおり対応することを求めることとする。

なお、必要に応じて、経済産業省から対象事業者に対し、下記2. の記録内容の報告を求めることがある。

記

1. 対象事業者

(1) 貯水池及び調整池堆砂状況報告

電気事業者及び自家用電気工作物を設置する者（貯水池又は調整池の当初総貯水容量が100万立方メートル以上であって、高さが15メートル以上のダムを有している者に限る。）

(2) ダム漏水状況報告

電気事業者及び自家用電気工作物を設置する者（発電用水力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第50号）第12条の適用を受けるダムを有している者に限る。）

2. 貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容

(1) 貯水池及び調整池堆砂状況報告

別添1の様式に記載される事項について、年1回を基本として各貯水池及び調整池毎に適切な頻度を定めて調査し、その記録を10年間保管すること。

(2) ダム漏水状況報告

別添2の様式に記載される事項について、備考3を基本としてそれぞれのダム毎に適切な頻度を定めて調査し、その記録を10年間保管すること。

なお、上記(1)及び(2)の報告について、河川法（昭和39年法律第167号）に基づく同等の内容の記録がある場合は、別添1及び別添2の様式にかかわらず、当該記録をもって代用することができる。

附 則（20160401 商局第1号）

- この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、この規程の施行の日の前の事項に関する記録の保管については、なお従前の例による。
- 貯水池及び調整池堆砂状況等記録すべき内容について（平成16年3月31日付け平成16・03・26原院第3号）は廃止する。

貯水池及び調整池堆砂状況報告

年 月 日 現在

事業者名 _____

ダム名	
当初総貯水容量	千m ³
計画堆砂量	千m ³
有効容量内堆砂量	千m ³
死水容量内堆砂量	千m ³
堆砂量 (+)	千m ³
全堆砂率 (/)	%
堆砂率 (/)	%
その他の特記事項	

- 備考 1 この表は、当初総貯水容量1,000,000m³以上であって、高さ15m以上のダムを有する貯水池及び調整池について記載すること。
- 2 堆砂状況を示す図面（平面図及び縦断面図）を添付すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

ダ ム 漏 水 状 況 報 告

年 (月) 分

ダム名 _____ 発電所名 _____ 事業者名 _____

測定 月日	天 候	気 温	貯水池又 は調整池 水位 m	漏水量 (l / min)			
				測定箇所名	測定箇所名	測定箇所名	測定箇所名

- 備考 1 この表は、高さが15メートル以上のダムについて記載すること。
- 2 漏水量の測定箇所を示す図面を添付すること。
- 3 測定頻度は、次によること。
- (1) 最初の満水の日から起算して1年を経過しないダムにあっては、1日1回
- (2) 最初の満水の日から起算して1年以上経過し4年を経過しないダムにあっては、1週間に1回以上
- (3) 最初の満水の日から起算して4年以上経過したダムにあっては、月2回以上
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。